

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第32回 東京弁護士会の組織財政の整備

司法改革総合センター委員長代行・東京弁護士会歴史研究会 堂野 達之 (52期)

1 会則の制定・改正

新弁護士法の施行（昭和24年9月）に伴い、当会はこれに則った新会則制定が必要となり、昭和24年8月30日開催の臨時総会で上程可決され、同年9月22日に施行されました。

新会則は、新弁護士法の下で、弁護士の崇高な使命と、新たに獲得された弁護士自治を基礎に、旧会則の内容を一新したものでした。

弁護士会の目的として「会員である弁護士に対する指導及び監督に関する事務を行う」旨を定め、会則の改廃に関する司法大臣の認可や、入退会に関する司法大臣への進達を廃止し、新たに「弁護士道徳」の規定を7ヵ条新設しました。

その後、会務運営の実際的要請等から、昭和35年3月14日の臨時総会で新会則の改正案が承認可決され、同月19日に施行されました（現行の当会の会則では、改正ではなく新たに制定された形となっています）。

この改正で、総会の定足数を定刻から30分経過後で80名と定めたり（38条）、会則改正の総会における同意の定足数を200名と定めたのは（125条）、現行でも実質的に変わっていません。

「弁護士道徳」を定めた章は削除され、「会員は弁護士の使命にかんがみ、連合会が定めた弁護士倫理を遵守し、誠実に職務を行わなければならない」（23条）と定められました（現行の23条では、弁護士職務基本規程の遵守が加わっています）が、短い期間でも当会の会則に「弁護士道徳」が設けられたのは、戦後に悲願の弁護士自治を獲得したことに伴い、己を厳しく律する大切さを自覚した、先輩会員方の心意気の表れと感じます。

2 財政の変化と整備

昭和24年度から昭和53年度までの30年間に、会費

は1ヵ月100円から8,200円、会収入は5,074,471円から420,837,365円と、いずれもほぼ80倍となりました。敗戦直後の混乱とその後の巨大インフレ、石油ショックによる急激な物価変動など、戦後の我が国の経済情勢の激動が投影されています。

会の支出内容を見ると、昭和25年度から昭和50年度の総支出に占める割合は、人件費が17%→44%と激増し、逆に事業費は28%→8%と減少し、会館維持費（14%→10%）・事務費（3%→4%）・図書費（2%→2%）の割合は余り変わっていません。当会の活動の拡大に伴い、人的スタッフの拡充が急速に進んだことが分かります。

戦後の当会の大きな財政課題は、①監査体制の強化、②未納会費の回収、でした。

昭和29年4月、日弁連に対する未納額について日弁連と当会とで認識に大きな誤差があり、調査の結果、直近5年間で約390万円の不明金が発見され、当時の事務局長の使い込みによるものと判明しました。再発防止のため、昭和30年3月の常議員会で会計規則が可決、即日施行となりました。この会計規則により、会計管理者が毎日収支伝票を理事者に提出し検印を受けるほか、毎月収支統計月報を作成し理事者に提出し、監査の実効化を図りました。

会費の未納に関しては、昭和48年5月末現在での未納会費が1950万円にのぼり（昭和48年度の会収入約1億3000万円の15%になります）、深刻な問題でした。会費滞納の原因は、不注意での忘却や持参が面倒で放置というもののが大半で、疾病等により負担能力が乏しいケースは僅かであったようです。昭和50年11月より会費徴収に自動振込制度が導入され、昭和55年7月末現在で75%強の会員がこの制度を利用することとなり、滞納会費解消は大きく前進しました。自動振込は侮れないですね。